小野市男女共同参画センター

動団体登録制度

男女共同参画社会づくりに向けた活動を継続的に行う団体を支援するとともに、

男女共同参画センターとの協働による事業を推進することを目的として

『活動団体登録制度』を設けます。

女性の健康

意思決定過程へ 女性の参画



男女共同参画センターはこんなサポートをします! //



- * センターが実施する事業に関する情報を随時お知らせします。
- * 登録団体の活動内容や状況を、センターのホームページに掲載します。
- * 登録団体が集まり、会員同士の情報交換となる場、および学習の機会を設けます。

登録の要件

- I. 活動目的に男女共同参画社会づくりに向けた取組が含まれていること。
- Ⅱ. 活動内容が営利活動、政治活動、宗教活動でないこと。
- Ⅲ. 構成員が5人以上で、かつ、代表者および構成員の半数以上が小野市民であること。
- Ⅳ. 拠点が小野市内であること。
- V. 参加を希望する者が加わることができること。

登録手続き

(登録申請に必要な書類)

- ◆登録申請書
- ◆規約または会則
- ◆構成員の名簿

(登録期間)

登録承認日から毎年度末(3月31日)まで。

登録団体へのお願い





- * は一と・シップ フェスタ実行委員会への参画
- * 男女共同参画センターの実施する事業への積極的な参加をお願いします。

【問合せ先】

小野市男女共同参画センター(特定非営利活動法人 北播磨市民活動支援センター) 〒675-1366 小野市中島町 72 番地 TEL: 0794-62-6765 FAX: 0794-62-2400